

# 告 示

## 埼玉県選管告示第四十六号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定に基づき、市区町村の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

ふじみ野市		久喜市		越谷市		鴻巣市		春日部市		川口市		熊谷市		さいたま市見沼区		市区名
ふじみ野市 第二開票区	ふじみ野市 第一開票区	久喜市 第二開票区	久喜市 第一開票区	越谷市 第二開票区	越谷市 第一開票区	鴻巣市 第二開票区	鴻巣市 第一開票区	春日部市 第二開票区	春日部市 第一開票区	川口市 第二開票区	川口市 第一開票区	熊谷市 第二開票区	熊谷市 第一開票区	さいたま市見沼区 第二開票区	さいたま市見沼区 第一開票区	開票区名
衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第八区に属するふじみ野市の区域		衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区に属する久喜市の区域		衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区に属する越谷市の区域		衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区に属する鴻巣市の区域		衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区に属する春日部市の区域		衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十五区に属する川口市の区域		衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十一区に属する熊谷市の区域		衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第五区に属するさいたま市見沼区の区域		同上区域